

芦屋市接続期カリキュラム

— 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために —



平成28年12月

芦屋市・芦屋市教育委員会

はじめに

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び、小学校学習指導要領において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と小学校が、接続に関する互いに積極的な連携を図るよう配慮することが示されています。

幼児期の教育は、遊びを通した直接的・具体的な体験を通して、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる「学びの芽生え」を育んでいます。この「学びの芽生え」は、小学校以降における教科等での学習に対して実感を伴った理解につながっていきます。

そして、児童期の教育は、幼児期に培われた創造的な思考や主体的な生活態度を基に、教科学習を中心に、基本的な知識や技能を身に付けていくものです。

芦屋市においては、平成27年3月にすべての就学前施設において、芦屋市らしい質の高い教育・保育が推進されることを願って、本市の標準的なカリキュラムとして「芦屋市就学前カリキュラム」を作成しました。その中で、『指導面での8つの重点項目』の一つとして、幼児・児童の交流活動だけでなく、保育や授業の研究会を通した職員間の交流を通してお互いの教育内容を理解し、円滑な接続に努めるために『地域・小学校との連携の推進』を明記しました。

今後は、子どもの発達や学びの連續性を保障するため、就学前施設と小学校において、幼児期から児童期にかけての教育のつながりについての理解を一層深めていく必要があります。

この趣旨を踏まえ、幼児期と児童期の接続が円滑につながっていくよう平成27年度から、精道小学校区の就学前施設と小学校を研究グループとして選び、実践と研修を積み重ね、本カリキュラムを作成しました。

本カリキュラムにより、お互いの教育内容の理解が深まり、就学前施設から小学校への円滑な接続を目指した取組が推進されることを願っています。

芦屋市・芦屋市教育委員会

目 次

1 接続期カリキュラムを作成するにあたって	1
(1) 就学前施設から小学校へ入学する児童について	
(2) 小学校入学前後における子どもの心理的な状態	
(3) 子どもが感じる不安をやわらげるために	
2 位置づけ	2
3 円滑な接続のために	3
4 幼児期の教育と児童期の教育の違い	3
(1) 幼児期の教育（保育所、幼稚園、認定こども園における教育）	
(2) 児童期の教育（小学校における教育）	
(3) 幼児期の教育と児童期の教育の比較	
5 幼児期と児童期の教育のつながり	5
6 「学び」の連続性を確保するために	6
(1) 幼児期における学びの芽生え	
(2) 体験の多様性と関連性	
(3) 幼児期から児童期にかけて（接続期）育てたい学びの基礎力	
7 3つの育てたい力	8
8 入学する子どもの引継ぎ	9
9 就学前教育から小学校教育へ	10
10 カリキュラム活用における就学前施設、小学校、家庭の連携図	11
11 接続期カリキュラム	13
12 実践事例	16
13 参考事例 “就学前施設と小学校の交流活動”	27
14 資料	43
・ 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領（関係箇所抜粋）	
・ 乳幼児発育・発達表	

1 接続期カリキュラムを作成するにあたって

接続期カリキュラムとは、幼稚園、保育所(園)、認定こども園（以下「就学前施設」という。）の遊びや生活を通した学びを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムです。

この内容は、就学前施設が小学校教育を先取りして行うことではなく、幼児期にふさわしい学びを豊かにし、幼児教育の良さを小学校教育につなげる工夫をしていくなど、保育者と教師がお互いに理解し、教育の連続性を意識していくためのものです。

(1) 就学前施設から小学校へ入学する児童について

就学前施設と小学校入学後の環境には大きな変化があります。

ア 就学前施設の教育環境

- ・5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を総合的に学んでいく教育課程
- ・子どもの生活リズムに合わせた1日の流れ
- ・身の回りの「人・もの・こと」が教材
- ・総合的に学んでいくために工夫された環境の構成
- ・自分の好きな遊びを選んで遊ぶ保育とクラスみんなで活動する設定保育
- ・自らやってみようとする気持ちを認め、褒めることを中心とした指導

イ 小学校の教育環境

- ・各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- ・時間割に沿った1日の流れ
- ・教科書が主たる教材
- ・系統的に学ぶために工夫された学習環境
- ・席について決まった時間までクラス等で受ける授業
- ・達成目標に向けた学習指導と評価

(2) 小学校入学前後における子どもの心理的な状態

子どもたちはそれぞれに、あこがれや期待感をもつ一方で、不安を感じています。不安な気持ちを和らげるとともに憧れや期待感につなげていけるよう、家庭、就学前施設、小学校それぞれの配慮と連携が必要です。

(3) 子どもが感じる不安をやわらげるために

ア 就学前施設における取組

就学前施設では、小学校入学後の生活や学習環境について理解し、就学前施設で行う教育・保育についてそのつながりを意識し、見通しをもった教育・保育を行なうことが大切です。

イ 小学校における取組

就学前施設で児童がどのような生活や経験をしてきたか、どのようなことを身に付けているかを理解し、子どもたちが、就学前施設で学んできたことを生かすとともに、環境構成等においても就学前施設での工夫を引継ぎ、褒めることを意

識した指導を行うことが大切です。

ウ 就学前施設間及び小学校との交流

上記ア、イの取組をより確かなものにするために、子どもたちがお互いの施設や学校を訪問したり、お互いの研究会への参加や、保育者と教師の交流を深めたりするなど、顔の見える関係になっていくことが必要です。

エ 家庭との連携

子どもが感じるいろいろな思いを共有し、支えていく上で、就学前施設や学校と家庭との連携は重要であり、子どもの様子などについて必要な連絡を隨時行うなどの取組が必要です。

小学校入学にあたっては、登下校を一人とするなど、就学前の生活と大きく異なる部分があるので、入学前に子どもと一緒に通学路を歩いて気を付ける場所を確認したり、学校の用意を一緒にしたりするなど、家庭が担う必要がある部分もあります。

2 位置づけ

第2期芦屋市教育振興基本計画において、芦屋市が育てたい子ども像を

『『芦屋で育てる“夢と志をもって自ら未来を切り拓く子どもの姿”』』

とし、目指す具体的な子どもの姿として4つの姿を掲げています。

- ① 目標をもち、課題解決に向けて自ら考え、取り組む子ども
- ② 共に支えあい生きようとする心豊かな子ども
- ③ 体力を向上させ、健康的に生きる自覚をもつ子ども
- ④ 自ら本を手に取り、本が好きな子ども

この4つの姿は、知・徳・体をバランスよく備えた子どもの姿であると考えます。

これを踏まえ、幼児期から児童期への接続期間に特に視点をあてて育んでいくものとして3つの力を掲げました。接続期カリキュラムは、この3つの力を育んでいくためのカリキュラムであり、具体的な内容を明確化していくものです。

- ① 自己を調整しようとする力
- ② 考えようとする力
- ③ 伝え合おうとする力

3つの力の設定については、『7 3つの育てたい力』に記載しています。

3 円滑な接続のために

就学前教育と小学校の円滑な接続のためには、就学前教育・保育と小学校教育における“違い”と“つながり”を保育者と教師が知るとともに、発達段階に応じた環境構成や保育者及び教師の援助などを具体的に理解しあうことが必要です。

- (1) 双方の教育内容だけでなく、教育（保育）目標、教育（保育）課程、特色ある活動などについて相互理解を深めることが必要です。
- (2) 教育実践を参観し合い、具体的な子どもの姿や保育者や教師の指導について協議を行うとともに、子どもの姿を見る視点などについても理解を深めることが大切です。
- (3) 幼児期から児童期にかけて、人やものに興味をもち、かかわる中で様々なことに気付くとともに、それを深め、広げていく過程の中で、自己発揮と自己抑制を調整する力を培っていくことも重要です。

4 幼児期と児童期の教育の違い

- (1) 幼児期の教育（保育所、幼稚園、認定こども園における教育）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼児期の発達の特性に照らして幼児の自発的な活動を重視し、教育・保育課程を編成し、保育者が意図的・計画的な指導を「環境を通して」行っています。

また、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性を養うとともに、学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培います。そして、小学校以降における教科の内容等について実感を伴って深く理解できるこ^{とにつながる「学びの芽生え」を育んでいます。}

- (2) 児童期の教育（小学校における教育）

児童期の教育は、義務教育のうち基礎的な力を育むものであり、「人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して」編成された教育課程のもと、計画的な指導を「教科書」を通して行い、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図っています。

また、教科学習や道徳教育、特別活動などを通して、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を育むとともに、児童が自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育んでいます。

(3) 幼児期の教育と児童期の教育の比較

	幼児期の教育	児童期の教育
教育課程の基準	幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領	小学校学習指導要領
	健康・人間関係・環境・言葉・表現	国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動
教育課程の構成原理	経験カリキュラム (一人一人の生活や経験を重視)	教科カリキュラム (学問の体系を重視)
	方向目標 (その後の教育の方向付けを重視)	到達目標 (具体的な目標への到達を重視)
教育の方法等	遊びを通した総合的な指導	教科等の目標・内容に沿って選択された教材による指導
学びの形態	学びの芽生え（無自覚な学び） 学ぶことを意識していないが、楽しいこと好きなことに集中することを通じて、様々なことを学んでいくこと	自覚的な学び 学ぶことについての意識があり、与えられた課題を自分の課題として受け止め、計画的に学習を進めていくこと

5 幼児期と児童期の教育のつながり

幼児期と児童期の教育については、遊び中心と教科中心という教育方法の違いはあるものの、子どもの「発達」や「学び」は連続しています。

平成22年に文部科学省から出された「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」では、保幼小連携について「子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われること」が重要であるとして、保幼小間のカリキュラムの接続に踏み込んだ「新たな保幼小連携」の必要性が示されています。

そこで、幼児期と児童期の教育の円滑な接続を進めるため、この「発達」や「学び」に着目した教育のつながりを明らかにし、学校教育の目標である「生きる力」の育成のための教育・保育課程や教育活動を考えていくことが必要です。

尚、接続期間の設定を、子どもにとってスムーズな移行になるよう、小学校への期待感が膨らんでくる5歳児の10月頃から、小学校生活に見通しがもてるようになる次年度の5月までの期間としました。

幼児期と児童期の教育の連続性・一貫性

幼児期と児童期の教育の目的・目標は、教育基本法や学校教育法において連続性・一貫性をもって構成されており、「学びの基礎力（教育の基本事項《知・徳・体》）の育成」と捉える。



幼児期と児童期の教育活動をつながりで捉えるために

- 互いの教育について理解するとともに、幼児期においては、今の学びがどのように育っていくのか、児童期においては、今の学びがどのように育ってきたのか見通す。
- 就学前施設と小学校を通した「学びの基礎力の育成」を図るために、幼児期の終わりから児童期にかけて、「3つの自立」（学びの自立、生活上の自立、精神的な自立）を育成する。また、児童期においては、「学力の3つの要素」（基礎的、基本的な知識・技能、課題解決のために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度）を育成する。
- 学びの芽生え（無自覚な学び）から自覺的な学びへ円滑に移行できるよう、発達の段階を考慮し、「人とのかかわり」「ものとのかかわり」という、直接的・具体的な対象とのかかわりを通して教育活動を進める。